

相模原市パブリックインフォメーション広告放映取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市(以下「市」という。)が設置・運営するパブリックインフォメーションへの広告放映について、相模原市有料広告掲出に関する指針(平成16年4月21日施行。以下「指針」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックインフォメーション 相模大野駅北口ペDESTリアンデッキに設置する大型放映システムをいう。

(2) 広告 事業者等がパブリックインフォメーションでの放映により広く一般に知らせようとする商品やサービス、事業などの情報をいう。

(3) 特定広告 広告のうち、市との間に、6ヶ月以上の契約を締結した広告主が放映する広告をいう。

(4) 一般広告 広告のうち特定広告を除く広告をいう。

(5) 広告取扱業者 一般広告の広告主の募集、選定等を行う者をいう。

(広告の範囲)

第3条 広告の範囲及び広告放映を規制する業種並びに事業者については、指針に定めるもののほか、相模原市パブリックインフォメーション広告放映基準に定めるとおりとする。

(広告放映における特記事項)

第4条 前条に定めるもののほか、市区町村税に滞納がある者は、パブリックインフォメーションの広告主になることはできない。

(広告取扱業者の登録)

第5条 広告取扱業者は、市が広報紙、市ホームページ等で募集を行う。

2 広告取扱業者は、広告取扱業者登録申込書により市長が定める期間内に申込みを行うものとする。

3 市は、広告取扱業者の登録の可否を決定したときは、その結果並びに条件等について、広告取扱業者登録決定通知書により通知する。

4 前項の広告取扱業者登録決定通知書を受け取った広告取扱業者は、市との間に契約金額の総額を定めない契約を締結するものとする。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格は、次のとおりとする。ただし、編集上必要があると認める場合は変更することができる。

- (1) 1面あたりサイズ 52インチ(縦114.9センチメートル×横64.7センチメートル)
- (2) 色 フルカラー対応
- (3) 放映形式 静止画又は静止画を連続して見せる半静止画
- (4) 画面数 最大3面
- (5) 1単位 20秒
- (6) 放映方法 15分につき1回放映する。
- (7) 放映時間 午前7時から午後10時まで

2 広告の更新は、原則として毎月1日及び16日とする。

(放映期間)

第7条 特定広告の放映期間は、6ヶ月以上とする。

2 一般広告の放映期間は、1ヶ月単位とする。

(広告掲載料)

第8条 前条に規定する期間に係る広告掲載料は、市長が別に定める。

(広告の募集)

第9条 特定広告放映希望者の募集は、市が公募するものとする。

2 一般広告放映希望者の募集は、広告取扱業者が行うものとする。

3 広告の募集に係る画面数、放映期間等の仕様は、市長が別に定める。

4 広告の募集は、それぞれ期間を定めて行い、放映枠の予定数を超えた場合は、抽選とする。

5 広告予定数に満たない場合は、先着順により広告放映の申込みをすることができる。

(広告の申込み)

第10条 広告放映希望者は、相模原市パブリックインフォメーション広告放映申込書を市長が指定する期間内に提出するものとする。

2 前項に規定する申込書の提出先は、特定広告については市、一般広告に

については広告取扱業者とする。

(広告主の選定)

第11条 第3条の規定に基づく広告主の選定は、特定広告主については市、一般広告主については広告取扱業者が行うものとする。

(広告放映の決定)

第12条 広告の放映の適否は、広告審査会の承認を得て、市長が決定する。

2 市長は、広告放映の可否を決定したときは、その結果について特定広告主及び広告取扱業者に通知するものとする。

3 広告審査会の審査の結果、広告内容の一部を修正することとなったときは、当該修正内容を放映条件とする。

(広告コンテンツの作成)

第13条 広告コンテンツは、市長が指定する仕様により広告主の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告作成上、広告放映基準に照らして疑義がある場合は、市と協議するものとする。

(広告放映の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の放映の決定を取り消すことができる。

(1) 第12条第3項の規定による条件に従わないとき。

(2) 指定する期日までに放映条件等を満たす広告コンテンツの提出がないとき。

(3) 放映決定後に、広告の内容等がこの要綱に違反していることが判明したとき。

(4) 指定した期日までに広告掲載料が納付されないとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定による取消しについては、市長はその賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により広告放映の取消しがあった場合は、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載料の返還)

第15条 市長は、広告主の責に帰さない理由により、別に定める最低放映回数を放映できなかった場合は、回数に応じた納付済みの広告掲載料を返

還する。ただし、返還する広告掲載料に利子は付さないものとする。

2 前項に規定する返還金額については、市長が別に定める。

3 返還は、特定広告については広告主に、一般広告については広告取扱業者へ行う。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等、放映された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 広告主は、広告の放映により第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(災害時等の緊急情報への対応)

第17条 市長は、災害発生時等は、広告に替えて緊急情報を放映することができる。この場合において、別に定める最低放映回数を下回ったときにおいても、広告主及び広告取扱業者は、市長に異議を申し立てることができない。

2 前項の場合において、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による広告放映の決定に関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。